第四回講義:課題 2020-10-15

課題

指定テキスト 156 頁以降〔4〕正当防衛」と「第 2 回講義:授業資料」および「第 3 回講義:授業資料」を熟読して、第 4 回講義の対面式授業の内容を踏まえて、テキスト 167 頁【問題】(3)の事例問題に取り組みなさい。論述にあたっては、対面式授業で指示した方法に従うこと。

レポート

本事例における刑法上の問題点

まず本事例における刑法上の問題点は、Y が X のコートの襟を掴むなどの行為が X の権利を侵害しうるものであると思われる。またその際 X が Y の体を片手で軽くついたところ、Y は路線上に転落して、たまたま進行してきた電車に轢かれて死亡したとあるこれが正当防衛にあたるかというのが本件における問題点である。

正当防衛の要件

正当防衛の要件とは下記である。

- ・急迫不正の侵害があること
- ・自己または他人の権利の防衛であること
- やむを得ずにした行為であること
- ・正当防衛の意思があること
- ・ 防衛行為の社会的相当性があること

各要件

急迫不正の急迫性とは不正の侵害が現に存在しているか、侵害の危険が切迫していることをいう。 不正とは客観的違法持論における全体としての法秩序に反することをいい、必ずしも可罰的違法性 を具備することを要しない行為をいう。

自己または他人の権利の権利とは法の保護する利益すなわち法益をいう。

やむを得ずとは侵害を阻止ないし排除するのに必要な反撃は許されるけども、その反撃はあくまで も防衛手段として社会通念上、最も危険でない行為でなければならないとする趣旨と解すべきであ る。

正当防衛の意思についてだが正当防衛の意思のない場合とはほとんどの場合で特定の法益侵害をねらったものであると考えられる。

その際特定の法益侵害を狙っているのであれば客観的事実が発生するのが確実だと思うのでその

丸山 竜輝 1

第四回講義:課題 2020-10-15

客観的事実をもって防衛の意思がないと判断するのならば意思がない場合は違法性を阻却するべきではなくそういう意味では防衛の意思は必要だと思う。

本事例における正当防衛の成否

最初に Y が X の首をつかむなどした際 X はその場を離れようとしておりそれでも Y が X の襟をつかんだので体を片手で軽くついたのであり権利を防衛する手段として最小のものであり、やむを得ずにした行為と言えるから正当防衛は成立すると思う。